



剰余金処分案と損失処理案の違いについて

Question



当組合の今期決算は、純損失を計上する結果となりました。損失を計上しているため、翌期の通常総会においては損失処理案を上程することになると思いますが、この認識で正しいのでしょうか？

Answer

剰余金処分案となるか、損失処理案となるかについては、貴組合の当期末処分利益と組合積立金の取崩額の合計額が、ゼロを超えるかゼロ以下であるかで変わってきます。当期末処分利益は前期繰越利益と当期純損益の合計額です。作成にあたっては、貴組合の当期末処分利益及び組合積立金の取崩額の予定を考慮し、剰余金処分案と損失処理案のどちらの作成となるか判断いただく必要があります。

中小企業等協同組合法（以下、中協法）施行規則第106条及び中小企業団体の組織に関する法律（以下、団体法）施行規則第43条では、下記の両方に該当する場合に剰余金処分案を作成することが定められています。

- ①当期末処分利益と組合積立金の取崩額の合計額がゼロを超える場合
- ②剰余金の処分がある場合

この二つの条件の、どちらか一方に該当しない場合及びどちらも該当しない場合は損失処理案の作成が必要です。

このことから、当期末処分利益金額が負の値となり、未処分損失となる場合であっても、組合積立金の取崩を行った結果、これを合計した金額がゼロを超える場合であって、かつ、剰余金の処分がある場合には、剰

余金処分案を作成しなければなりません。なお「当期末処分利益金額と組合積立金の取崩額の合計がゼロを超える場合であってかつ、剰余金の処分がある場合」には「組合積立金の取崩を行わない場合」や「剰余金処分を行わない場合（次期に繰り越す場合）」といったケースも含まれると解釈されます。これ以外の場合には、損失処理案を作成しなければならないということになります。

剰余金処分案及び損失処理案は、今期の決算を踏まえて、翌期の総会で決議するものです。決議された際は、組合積立金等の積み立て若しくは取崩を行い、その内容を翌期の決算に反映させることとなります。よって、剰余金処分案及び損失処理案を今期の決算に反映させることは一切ありませんので、その点ご注意ください。

最後に、剰余金処分案及び損失処理案は組合を所管する行政庁への提出書類の添付が法律（中協法においては第105条の2及び同法施行規則第187条、団体法においては第5条の23の6号及び第71条、同法施行規則第90条）で義務付けられています。決算関係書類提出書の作成と提出にあたり、作成漏れ及び添付漏れがないよう、ご注意ください。